

おくやみハンドブック

～死亡届出後のお手続きについて～

亡くなられた方に関する様々なお手続きを総合的にご案内します。

市役所での手続きについては、必要なものをご確認の上、担当窓口へお越しください。ご不明な点等がございましたら事前に各担当課へお問い合わせください。

なお、市役所以外の手続きについても、主なものをご案内しておりますので、ご利用ください。

【開庁時間】 平日8:30～17:00

【目次】	市役所で発行する証明書について……………	1 ページ
	市役所内で行う手続き……………	2 ページ
	市役所以外で行う手続き……………	10 ページ
	市役所全体配置図……………	12 ページ

作成 市民課(市役所新庁舎1階)

☎ 075-951-2121(代表)

令和7年4月一部改訂



かしこ暮らしっく
長岡京

(参考) 市役所で発行する証明書について

年金や相続等のお手続きの際、戸籍や住民票、印鑑登録証明書が必要になることがあります。

窓口で証明書を請求される際には、本人確認を行います。マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証等の**本人確認書類をお持ちください**。

窓口での請求以外にも、郵送やコンビニ交付で取得できる証明書があります。

請求方法や必要書類は自治体によって異なることがあるため、事前に請求先の役所にご確認ください。

■戸籍（戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票等）

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでに日数を要します。

詳しくは亡くなられた方の本籍地の役所にお問い合わせください。

請求先	本籍地の役所窓口	本籍地以外の役所窓口
請求できる方	☐ 本人・配偶者 ☐ 同じ戸籍に載っている方 ☐ 直系血族(子、孫、父母、祖父母など) ☐ 代理人 ※代理人の場合、委任状が必要です。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために戸籍を請求される方は、相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要な場合があります。 詳しくは請求先の役所にご確認ください。	☐ 本人・配偶者 ☐ 同じ戸籍に載っている方 ☐ 直系血族(子、孫、父母、祖父母など) ※委任状による代理人請求はできません。 ※本人確認書類は、「<u>官公署が発行する顔写真付きの身分証明書</u>(マイナンバーカード、運転免許証等)」が必要です。 ※自治体により、予約が必要な場合があります。

■住民票（住民票、住民票の除票等）

住所地以外で死亡届を出された場合は、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の役所窓口
請求できる方	☐ 本人 ☐ 同一世帯の方 ※上記以外の場合は委任状が必要です。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために住民票を請求される方は、相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要です。 詳しくは請求先の役所にご確認ください。

■印鑑登録証明書

印鑑登録証明書の発行には、「印鑑登録証」の提示が必要です。必ずご持参ください。

また、亡くなられた方の印鑑登録は廃止となるため、証明書は発行できません。

請求先	住所地の役所窓口
必要なもの	印鑑登録証

1. 市役所内で行う手続き

国民健康保険課

国民健康保険		国保係 ☎075-955-9511		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	保険証等の返納	国民健康保険に加入されていた方	亡くなられた方の ・保険証 ・高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等(お持ちの場合)	速やかに
☐	保険証等の記載事項変更 ※世帯主欄変更に伴う保険証等の差替	世帯主が亡くなられた国民健康保険加入者	・加入者全員分の保険証 ・高齢受給者証、限度額適用認定証等(お持ちの場合) ※代理人が手続きする場合は、委任状・代理人の本人確認書類	速やかに
☐	葬祭費	国民健康保険に加入されていた方の葬儀を行った方(喪主)	・喪主が確認できる書類(葬儀の請求書や領収書、会葬礼状等) ・喪主の振込先のわかるもの	葬儀をした日の翌日から2年以内

医療年金課

後期高齢者医療		医療係 ☎075-955-9519		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	保険証等の返納	後期高齢者医療に加入されていた方	亡くなられた方の ・保険証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証等	速やかに
☐	葬祭費	後期高齢者医療に加入されていた方の葬儀を行った方(喪主)	・喪主の名前と葬儀を行ったことが確認できる書類(葬儀見積書や会葬礼状等) ・喪主の振込先のわかるもの	葬儀をした日の翌日から2年以内

医療年金課

国民年金		国民年金係 ☎075-955-9512		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	死亡の届出(日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は原則不要)	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金受給者 ※老齢年金・遺族厚生年金、障害厚生年金受給者は年金事務所へお問い合わせください。 ☎075-323-1170	・亡くなられた方の年金証書 ・死亡の事実を明らかにできる書類(戸籍抄本もしくは死亡診断書のコピーなど)	14日以内
☐	未支給年金請求			
☐	遺族基礎年金請求	国民年金受給者または加入者(年金受給前の方)で、死亡時生計を同じくしていた「子のある配偶者」または「子」がいる方 ※子とは18歳到達年度の末日を経過していない子または、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の障がいのある状態にある子です。	・請求者の本人確認書類 ・亡くなられた方の年金証書(加入者の場合は年金手帳) ・請求者の預金通帳 ・戸籍謄本(死亡者と請求者の続柄が証明できるもの) ・請求者のマイナンバーが確認できるもの ・請求者の住民票謄本※1 ・請求者の所得証明書もしくは課税(非課税)証明書※2 ・死亡診断書のコピー※3 ・生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者の世帯状況により必要) ・委任状(代理申請の場合)	速やかに
☐	死亡一時金請求	第1号被保険者として保険料を納めた期間が36か月以上ある国民年金加入者(年金受給前の方)	※1請求者のマイナンバーを確認できるものがあれば省略可 ※2遺族基礎年金を請求する場合に必要。請求者のマイナンバーを確認できるものがあれば省略可 ※3遺族基礎年金を請求する場合に必要	

医療年金課

乳幼児医療・福祉医療		医療係 ☎075-955-9519		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	資格喪失の届出 子育て支援医療費 福祉医療費 ・老人・障がい ・ひとり親 重度心身障がい老人 健康管理費	各種制度の受給者	・届出者の本人確認書類 ・受給者証(返却)	14日以内
	医療費払い戻しの申請 子育て支援医療費 福祉医療費 ・老人・障がい ・ひとり親 重度心身障がい老人 健康管理費	各種制度の受給者	・相続人申立書 ・相続人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・受給者証(返却がまだの場合) ・医療機関発行の領収書原本 ・振込先の口座が確認できるもの	受診日から5年以内(高額療養費や装具の申請がある場合は2年以内)
	ひとり親家庭医療費助成の申請	残られた世帯員がひとり親家庭(お子様が高校3年生まで)になられた場合	・申請者の本人確認書類 ・健康保険証(親と子) ・子育て支援医療費受給者証(中学3年生までのお子様)(返却) ※代理人が申請される場合、委任状・代理人の本人確認書類 ※所得・課税証明書(本市に課税情報がない場合)	速やかに

高齢介護課

高齢者を対象とした事業		高齢福祉係 ☎075-955-9713		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	高齢者を対象とした各事業の廃止	下記事業の利用者		速やかに
		・介護用品給付事業(おむつ券)	・未使用のおむつ券	
		・介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業	・未使用のホームヘルプ等給付券	
		・おでかけあんしん助成	・GPS機器	
		・緊急・相談通報装置 ・おでかけあんしん見守り事業 ・老人園芸ひろば ・配食サービス	※なし	

高齢介護課

介護保険		介護保険係 ☎075-955-2059			
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□		介護保険証等の返納	介護保険の対象者	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証等 (認定をお持ちの方) ・相続人代表の方の本人確認書類	速やかに

子育て支援課

児童手当		子育て支援係		☎075-955-3155	
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□		認定請求・未支給請求・受給事由消滅	受給者が亡くなられた場合	・今後受給される方名義の通帳と保険証 ・支給対象児童名義の通帳	速やかに
		額改定又は受給事由消滅	対象児童が亡くなられた場合	特になし	

特別児童扶養手当		子育て支援係		☎075-955-9558	
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□		認定請求・未支払 請求兼死亡届	受給者が亡くなった 場合	・今後受給される方名義の通帳 ・支給対象児童名義の通帳 ・特別児童扶養手当証書(手当受給 者のみ) ・印鑑	速やかに
		減額改定・資格喪 失	対象児童が亡くなられ た場合	・特別児童扶養手当証書(手当受給 者のみ) ・印鑑	

児童扶養手当			子育て支援係	☎075-955-9558	
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□		認定請求	配偶者が亡くなられた場合	※窓口にお越しいただいた際、お伝えします。	速やかに
		認定請求・未支給請求・受給事由消滅	受給者が亡くなられた場合	・今後受給される方名義の通帳 ・支給対象児童名義の通帳 ・児童扶養手当証書(手当受給者のみ)	
		減額改定・資格喪失	対象児童が亡くなられた場合	・児童扶養手当証書(手当受給者のみ)	

子育て支援課

母子家庭奨学金		子育て支援係 ☎075-955-9558		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	支給申請	夫が亡くなられた場合	※窓口にお越しいただいた際、お伝えします。	速やかに
	受給変更届	受給者が亡くなられた場合	・今後受給される方名義の通帳 (既に支給済みの場合は、不要)	
	減額改定・変更届	対象児童が亡くなられた場合	特になし	
交通遺児奨学金		子育て支援係 ☎075-955-9558		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	支給申請	交通事故により配偶者が亡くなられた場合	※窓口にお越しいただいた際、お伝えします。	速やかに
	受給変更届	受給する児童が亡くなられた場合	・今後受給される方名義の通帳 (既に支給済みの場合は、不要)	

障がい福祉課

身体障害者手帳		障がい支援係 ☎075-955-9710		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	身体障害者手帳の返納	身体障害者手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳	速やかに
療育手帳		障がい支援係 ☎075-955-9710		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	療育手帳の返納	療育手帳をお持ちの方	・療育手帳	速やかに
精神障害者保健福祉手帳/自立支援医療		障がい支援係 ☎075-955-9710		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	精神障害者保健福祉手帳の返納 自立支援医療受給者証の返納	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 自立支援医療の対象者	・精神障害者保健福祉手帳 ・受給者証	速やかに
特別障害者手当/障害児福祉手当		障がい支援係 ☎075-955-9710		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□	特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過福祉手当	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者	・未支払手当振込口座の通帳のコピー	速やかに

障がい福祉課

心身障害者扶養共済制度			社会参加支援係	☎075-955-9549
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	加入者の死亡による給付金の請求	心身障害者扶養共済制度の受給権者	①加入者の死亡診断書または死体検案書 ②加入者の住民票除票の原本 ③障がい者及び給付金管理者の住民票記載事項証明書 ④給付金振込口座の通帳のコピー	速やかに
☐	受給権者(障がい者)の死亡による弔慰金の請求	心身障害者扶養共済制度の加入者	①障がい者の住民票除票の原本 ②加入証書又は給付金証書又は口数追加証書 弔慰金を請求する場合(加入1年以上が要件) ③加入者の住民票記載事項証明書 ④振込口座の通帳のコピー	速やかに

上下水道部お客様窓口

上下水道料金			お客様窓口	☎075-955-9540
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	閉栓手続き・名義変更・送付先変更	上下水道使用者	特になし	速やかに

環境業務課

し尿くみとり			業務係担当	☎075-955-9530
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	くみとり人数の変更	口座名義人	【口座振替を希望される方】 ・口座振替する通帳と印鑑 ・本人確認書類 ※金融機関での手続きが必要です	速やかに
ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)			業務係担当	☎075-955-9530
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	ふれあい収集中止	ふれあい収集利用者	ごみ収集福祉サービス中止届 (ご利用の居宅介護支援事業所にご連絡ください)	速やかに

税務課

市民税		市民税係 ☎075-955-9507		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	相続人代表者指定(変更)届	市民税・府民税の納税義務者が亡くなった場合	・窓口に来られる相続人の本人確認書類 (届には相続を受ける権利のある人全員の署名または記名が必要です)	速やかに
軽自動車税		市民税係 ☎075-955-9507		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	125cc以下の原付バイク、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更(廃車)	所有者が亡くなった場合	・ナンバープレート(廃車の場合) ・窓口に来られる相続人の本人確認書類	速やかに
固定資産税・都市計画税		資産税係 ☎075-955-9508		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	相続人代表者指定(変更)届	固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合	・窓口に来られる相続人の本人確認書類 (届には相続を受ける権利のある人全員の署名または記名が必要です)	速やかに
納税に関すること		収納管理係 ☎075-955-9509		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の口座振替の変更	口座名義人が亡くなった場合	【口座振替を希望される方】 ・口座振替する通帳と印鑑 ・本人確認書類 ・納税通知書 ※金融機関での手続きが必要です	速やかに

※上記のほか、亡になられた方と窓口に来られた方の相続関係が確認できる戸籍等が必要となる場合があります。

都市計画課

生産緑地		計画・景観係 ☎075-955-9521		
要 済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐	生産緑地の買取申出(解除の手続き)	農業の主たる従事者が亡くなられ、農業等の継続が出来なくなった場合	・買取申出書 ・印鑑登録証明書(原本) ・位置図 ・土地登記事項証明書(全部事項証明) ・公図 ・主たる従事者証明書(原本) ※相続登記が完了していない場合や、申出地に所有権以外の権利(抵当権や地役権等)がある場合は他にも必要な書類があります。詳しくはご相談ください。	1年以内

都市計画課

住宅		開発指導・空き家対策係 ☎075-955-9715			
☐		住宅の相続 「税金の優遇措置」	空き家又はその跡地を 売却の方	被相続人居住用家屋等確認申請書 ほか ※措置の適用には諸条件がありま す。詳しくはお問い合わせください。	速やかに

農林振興課

農地の手続き		農業委員会事務局 ☎075-955-9536			
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		農地の相続の届出	農地所有者	・届出人の本人確認書類 ※代理人が手続きする場合は委任 状・代理人の本人確認書類	速やかに
森林の手続き		西山森林整備係 ☎075-955-9687			
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		森林の相続の届出	森林所有者	・届出人の本人確認書類 ・土地登記事項証明書(全部事項証 明)または遺産分割協議書 ※代理人が手続きする場合は委任 状・代理人の本人確認書類	速やかに

住宅営繕課

市営住宅		住宅係 ☎075-955-9523			
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		死亡の届出 明渡の届出	市営住宅に入居中の方	届出書	速やかに
☐		入居の承継承認申 請 ※承継要件を満た している方	市営住宅に入居中の方	申請書	速やかに

環境政策室

犬の登録		環境保全担当 ☎075-955-9685			
要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		犬の登録事項変更	犬の所有者が亡くなら れた後の犬の所有者	・犬鑑札	速やかに

2. 市役所以外で行う手続き

市役所以外で必要になる手続きの案内です。

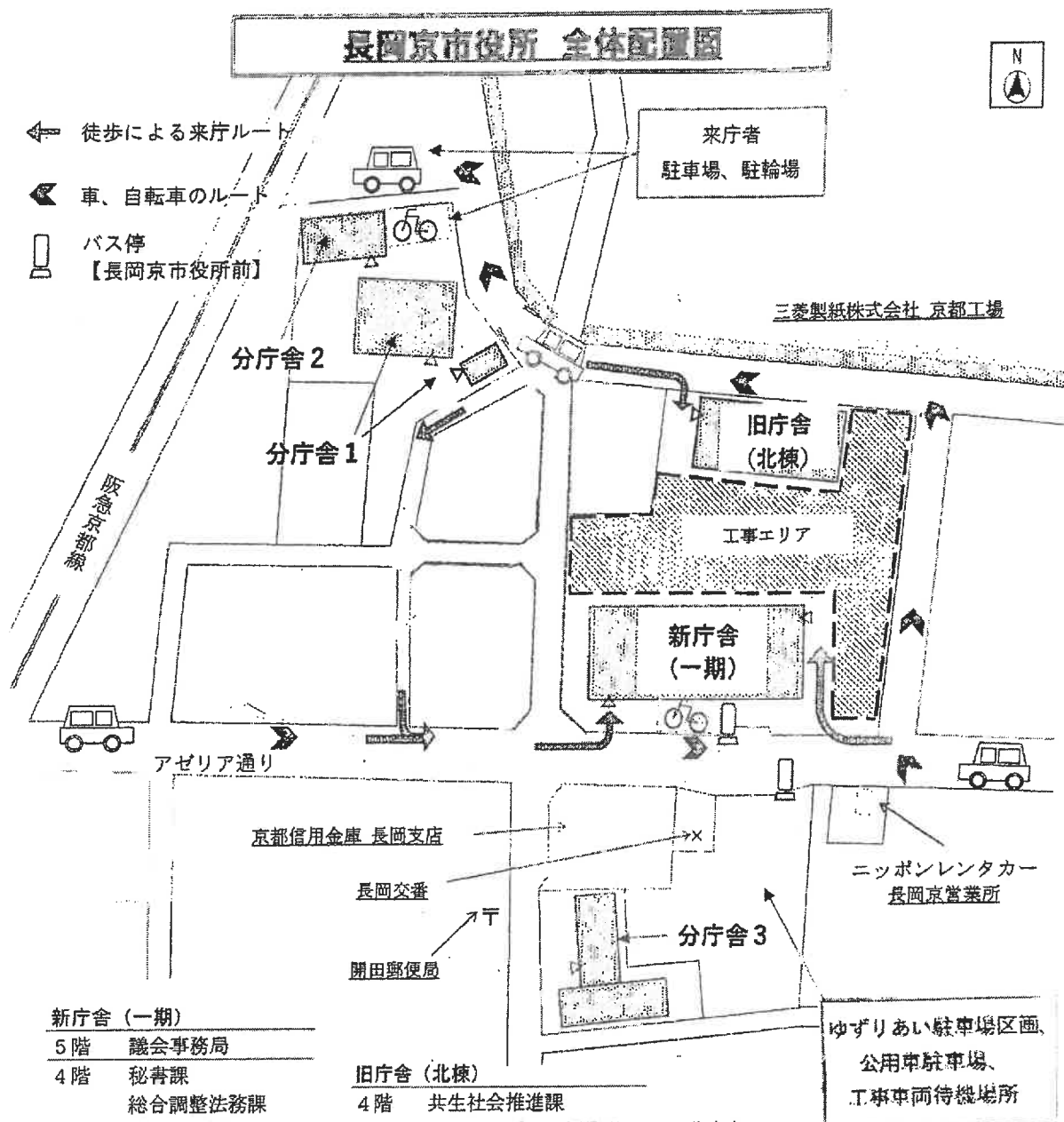
手続き方法や必要なものについては場合により異なりますので、各契約会社等へお問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍、住民票等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

また、戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合もありますので、各契約会社等へご確認ください。

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求契約者・受取人の変更等	生命保険会社にお問い合わせを	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	相続手続	各金融機関にお問い合わせを	銀行、証券会社等各金融機関
二輪の軽自動車(125cc超～250cc) 二輪の小型自動車(250cc超)	名義変更等	右記へお問い合わせを	京都運輸支局 ☎050-5540-2061
三輪・四輪の軽自動車	名義変更等	右記へお問い合わせを	軽自動車検査協会京都事務所 ☎050-3816-1844
国税関係	相続税手続 所得税・消費税申告手続等	右記へお問い合わせを	右京税務署 ☎0570-00-5901
不動産登記関係	所有権の移転登記等	右記へお問い合わせを	京都地方法務局 嵯峨出張所 ☎075-861-0742 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
相続関係	遺言書(検認・開封等) 相続放棄の申立	右記へお問い合わせを	京都家庭裁判所家事 申立受付(事件係) ☎075-722-7211 ※相続放棄の申立については、相続を知った日から3か月以内

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
厚生年金等	遺族厚生年金 未支給年金	右記へお問い合わせを	京都西年金事務所 ☎075-323-1170 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社へ お問い合わせを	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社へ お問い合わせを	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	右記へお問い合わせを	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社へ お問い合わせを	各契約会社
電気料金	契約終了・名義変更	各契約会社へ お問い合わせを	各契約会社
運転免許証	返納手続	右記へお問い合わせを	京都府警察本部 運転免許試験課免許申請係 ☎075-631-5181
パスポート	返納手続	右記へお問い合わせを	京都府旅券事務所 ☎075-352-6655
クレジットカード	解約手続	各カード発行会社へ お問い合わせを	各カード会社
ケーブルテレビ会社	解約・名義変更	各契約会社へ お問い合わせを	各契約会社



新庁舎 (一期)

5階	議会事務局
4階	秘書課 総合調整法務課 デジタル戦略課 自治・共助振興室 防災・安全推進室 総務課 (総務係)
3階	生活支援課 福祉政策室 地域福祉連携室 子育て支援課 (子ども家庭センター) 健康づくり推進課 障がい福祉課
2階	税務課 高齢介護課 国民健康保険課 医療年金課
1階	市民課 総務課 (市民相談担当) 会計課

旧庁舎 (北棟)

4階	共生社会推進課 文化・スポーツ振興課 監査委員事務局
3階	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
2階	職員課 公共資産活用推進室 総合計画推進課 財政課 契約課 環境政策室 農林振興課
1階	広報発信課 商工観光課 上下水道総務課 水道施設課 (整備係)

分庁舎 1

環境業務課

分庁舎 2

2階	検査指導課
1階	下水道施設課 水道施設課 (給水係)

分庁舎 3

2階	まちづくり政策室 都市計画課 住宅営繕課
1階	道路・河川課 交通政策課 公園緑地課